

# 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第226回）

➤ 日時：令和4年7月22日（金）午後3時から

➤ 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

➤ 出席：知事、副知事、統轄監

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、地域づくり推進部、  
福祉保健部、子育て・人財局、教育委員会

（テレビ会議参加）

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター

鳥取市保健所長

鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）

千酌教授（アドバイザー）

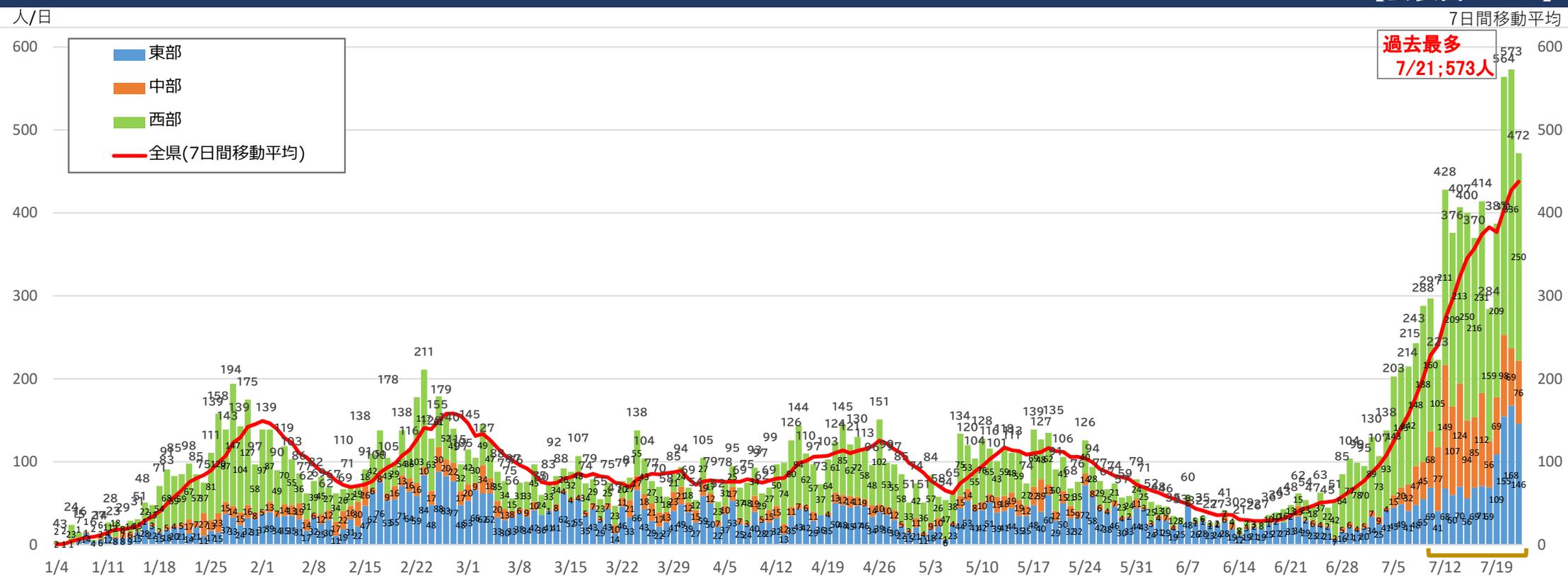
➤ 議題：

（1）県内の感染状況について

（2）その他

# 新規陽性者数の推移

【公表日ベース】



## 1/4~7/22の保健所ごとの累計発表陽性者数

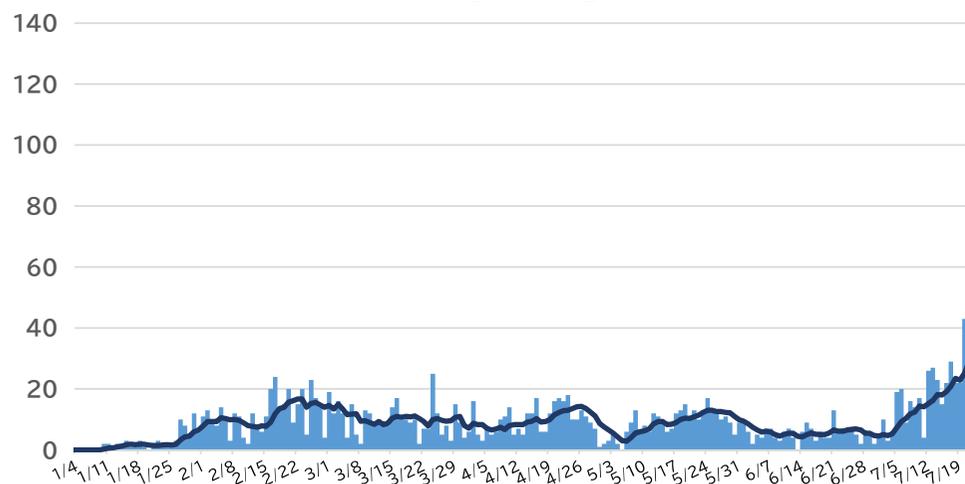
管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	7,756	3,138	11,016	21,710



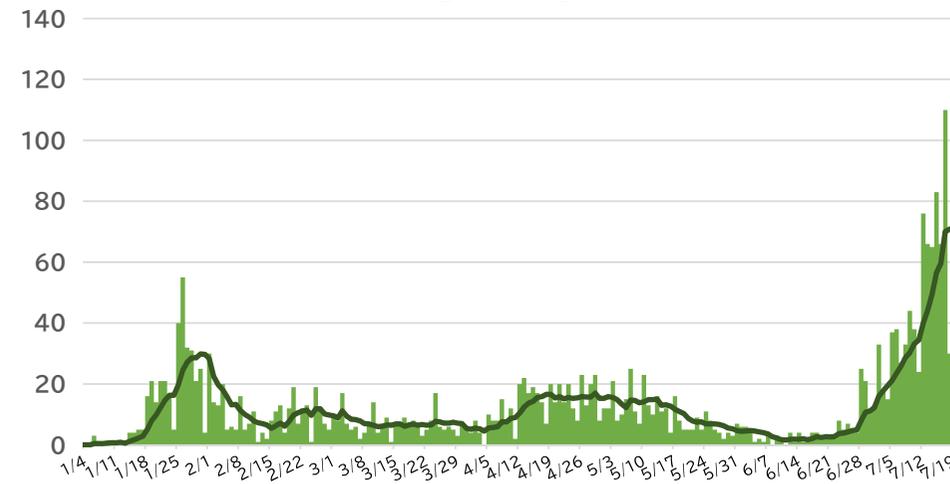
# 感染経路不明者数の推移

【公表日ベース】

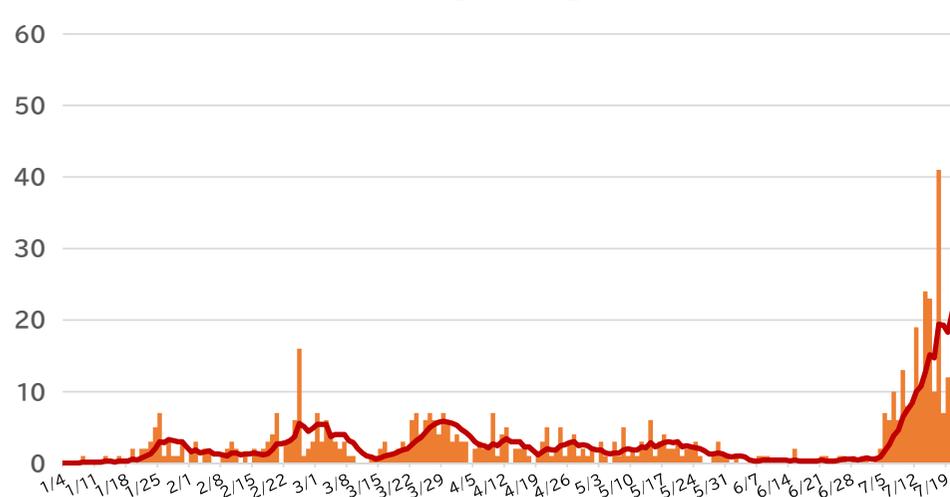
【東部】



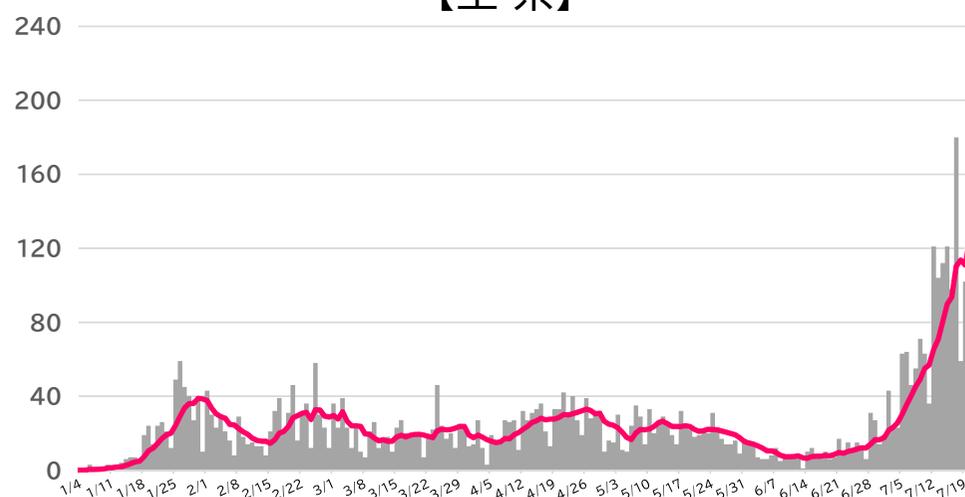
【西部】



【中部】

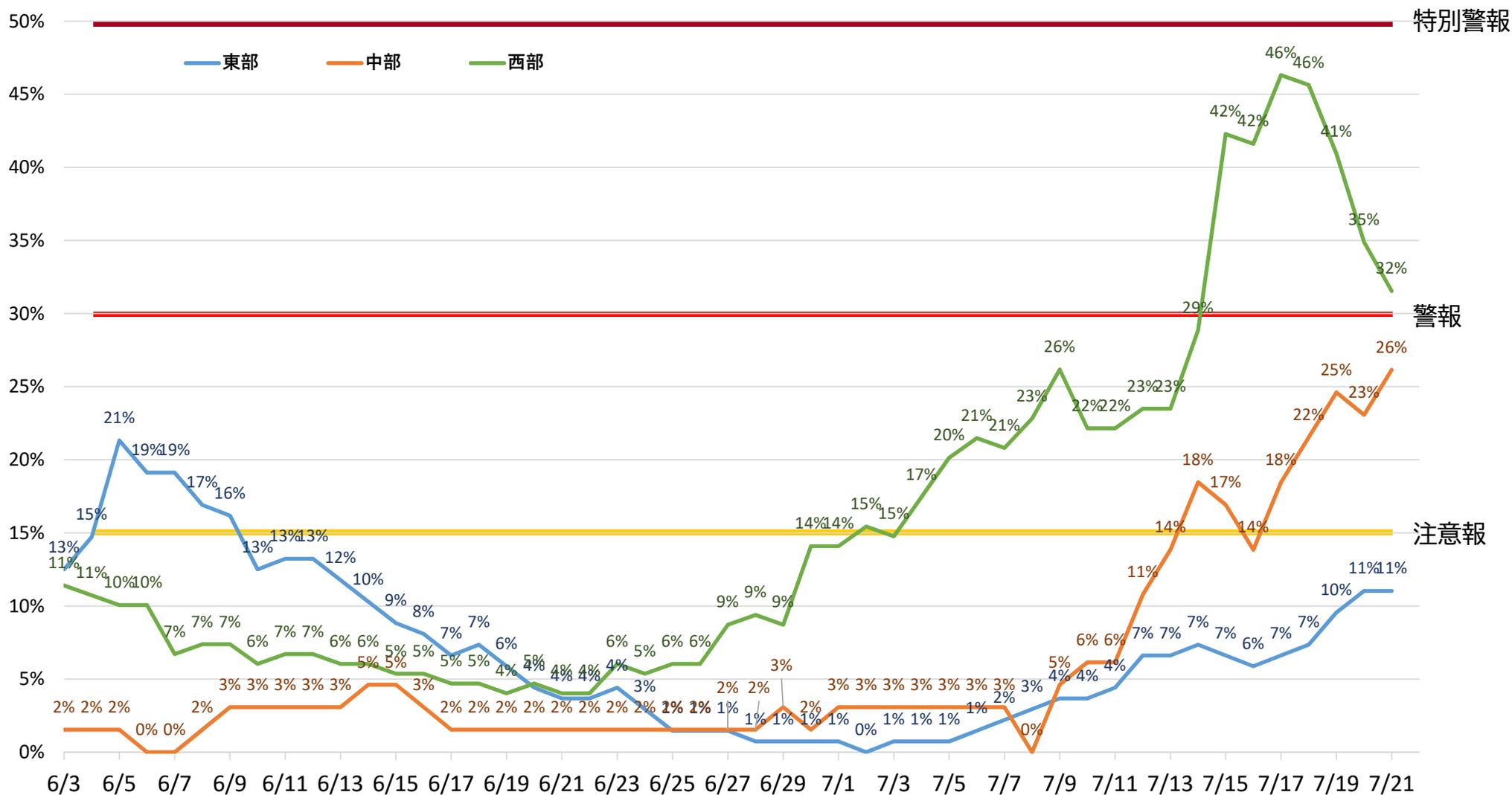


【全県】



※折れ線グラフは7日間移動平均  
 ※7月22日数値は精査中

# 病床使用率の推移



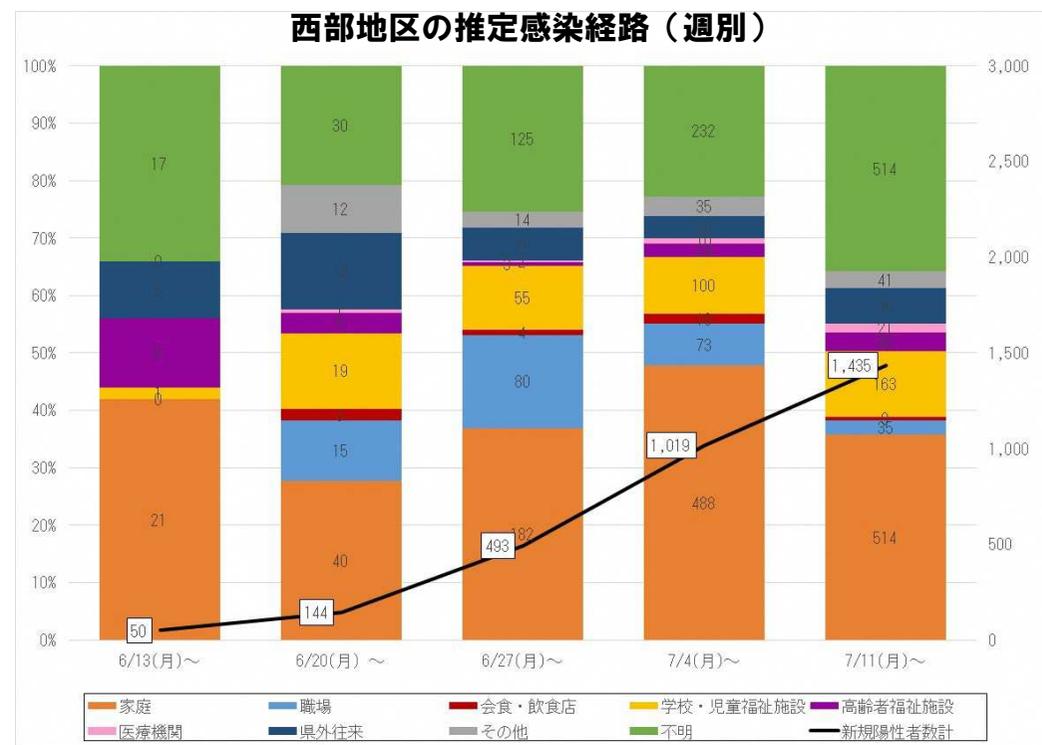
# 鳥取県西部地域でどのように感染が拡大しているか

■ 時間が経過するとともに、感染の舞台が拡大している・・・第6波以前も同様な傾向

■ 家庭内での感染が多く、家庭を介して様々な施設で感染が拡大

① 職場 → (家庭) → ② 学校・保育施設 → (家庭) → ③ 高齢者施設・医療機関  
 ※職場感染の拡大から1週間以内で上昇 (今後さらに増加のおそれあり)

■ 県外往来(島根県を含む)も上昇傾向 ※鳥取県西部地域は、島根県東部地域と生活上の往来が多い地域



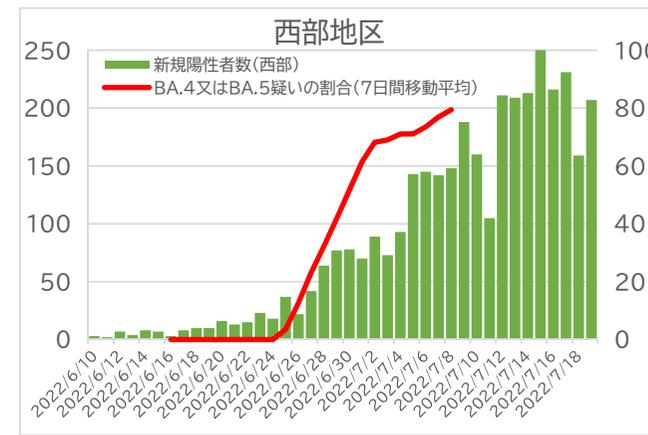
# 新規陽性者数とBA.4又はBA.5系統疑いの推移

○直近(7/4-8)は、全県平均**61%**が「**BA.4又はBA.5系統疑い**」(変異株スクリーニング検査)

	6/20-26	6/27-7/3	7/4-8
東部	4%	19%	22%
中部	0%	37%	73%
西部	40%	73%	84%

○「**BA.4又はBA.5系統疑い**」は、7月以降はすべて「**BA.5系統**」(ゲノム解析)  
 →「**BA.4系統**」、「**BA.2.12.1系統**」は、接触者への早期・幅広検査により早期封じ込め

## <オミクロン株の新系統置き換えりの状況>



➡「**BA.4又はBA.5系統疑い**」への置き換えりと時期を同じくして、6月下旬から西部地区、その後中部地区で新規陽性者数が急増

<7/21厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード>

今週時点で90%以上が「BA.5」に置き換わっており、8月1週目にはすべての株が置き換わるという予測が示された。

# 第7波における特徴的な感染事例

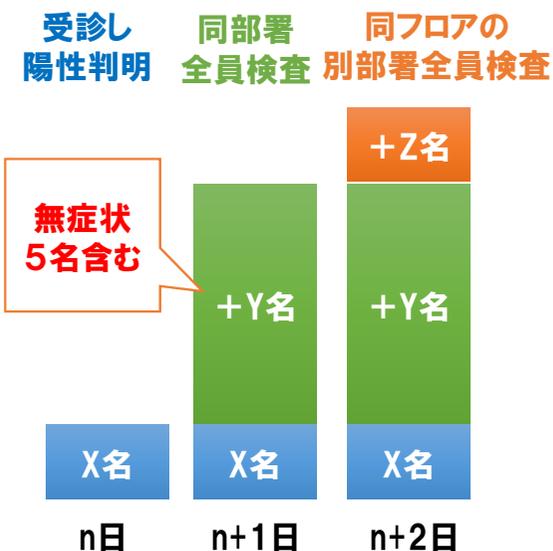
## ○一定の感染対策を行っている施設等でも集団感染が発生

- ・空間的に離れており、接触の程度が少ない同フロアの別部署への感染確認(同一ゲノム)【事例①】
- ・児童福祉施設の幅広検査で1日に20名超の感染が判明【事例②】  
→感染力が強く、感染スピードが速く、一気に広がる(エアロゾル感染も疑われる)

## ○各種スポーツ活動等を介して家庭、学校等に感染拡大【事例③】

- ・発症前の出勤・通学などによる感染拡大
- ・発症後も勤務継続により感染拡大していた施設もあり  
→疫学調査と検査の丁寧・着実な実施により連鎖を断ち切っていくことが重要

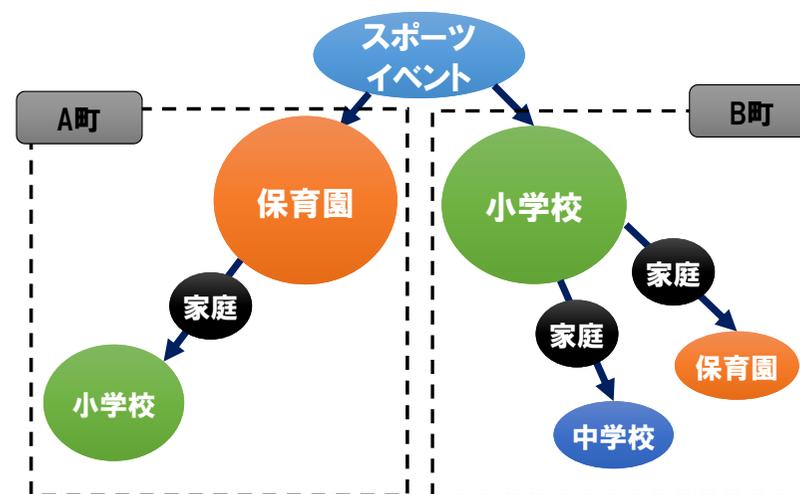
【事例①】事業所



【事例②】児童福祉施設



【事例③】スポーツイベントから地域内での感染連鎖



# エアロゾル感染が疑われる感染拡大事例

## ○ 職場においてビニールカーテンが空気の流れを遮断し、換気が不十分になったため感染が拡大

- 飛沫防止対策のために設置した**ビニールカーテンが風の流れを遮断**
- ビニールカーテンが席の対面だけでなく通路部分にも設置され、ビニールカーテンに**囲まれた小さな部屋が複数存在するような状態**
- エアコンの風がビニールカーテンにあたり、**室内に滞留**



## ○ 家庭等においても一緒に過ごすリビング等の共有部分での感染拡大が疑われる事例あり

## ○ 屋内での運動において換気は行っていたが、**一方向の窓(ドア)換気のみで、サーキュレーター**の設置等も無く、換気が不十分であったことで複数の者が同時期に感染

## ○ 換気設備の無い更衣室において、**空気の滞留が発生**し、複数の者が同時期に感染

# BA.5は換気がポイント！換気を効果的に行いましょう

県内においても、換気不足や換気阻害による感染拡大事例が報告されています

効果的な  
換気  
の  
考え方

- ✓ 空気の入口(吸気口)と出口(排気口)を意識！ 空気の流れを作ることが重要です。
- ✓ 家庭用エアコンの多くは換気機能はありません。エアコン使用時も窓開け換気が重要です。
- ✓ 空気の流れを阻害しないパーテーションの配置が大切です。(各職場等で再点検を)

## 換気のポイント

- ① エアロゾル発生が多い人が多いエリアから排気、反対側から外気を吸気
- ② 空気の流れを阻害するビニールカーテンなど背の高いパーテーションは、空気の流れに対して平行に設置
- ③ 背の低いパーテーションで3方向を塞がない (横の人との距離を1M以上確保)
- ④ 換気扇(機械換気)による常時換気
- ⑤ 機械換気が無い場合、30分に1回、数分程度、窓開け換気(窓やドアを全開)
  - ・2方向を窓開けをすると効果的
  - ・熱中症予防のため、換気の際は、室温や湿度にも配慮
- ⑥ 更衣室など換気ができない場所では、同時に利用する人数の制限
- ⑦ CO2センサー等を活用し必要な換気ができているか確認(概ね1,000ppm以下を維持)

### 換気を阻害しないパーテーションの配置

・パーテーションの配置や形状により、換気が有効に働かない場合があります。空気の流れを遮る  
→換気を阻害



※新型コロナウイルス感染症対策分科会(第17回)資料より一部引用



## 濃厚接触者の待機期間について

政府は、感染が再び急拡大するなか、感染防止策と社会経済活動を両立していくという観点から以下を検討、22日に結論を出す見通し(報道ベース)

濃厚接触者の自宅待機期間を7日間から5日間に短縮  
検査で陰性が証明されれば3日間に短縮

⇒(国の変更が決まれば)国に準じた待機期間の取扱いに変更

# 特措法第24条第9項による「**感染防止特別要請**」

全国と同様にBA.5系統の感染が急拡大しています。

命や健康、大切な人、医療、地域を守るため、みんなで協力して感染予防を徹底しましょう。

■ **区 域** 鳥取県全域

■ **期 間** 令和4年7月21日から8月31日まで

■ **要請内容**

- 飛沫を意識して、メリハリのある正しいマスク着用をお願いします。
- 感染リスクを下げるため、密を避けるようお願いします。
- 飛沫が付着しやすい共用物(電話機等)は、使用後に必ず消毒をお願いします。
- 基本的な感染防止対策の徹底やワクチンの追加接種をお願いします。
- エアロゾル感染が推測されるクラスターが発生しているので、換気が大切です。(エアコン使用時もこまめな換気をお願いします。)
- 人と人との距離の確保(2m程度)をお願いします。
- 宴席では、席を離れてお酌して回ることは控え、黙食・マスク会食をお願いします。
- 発熱等の症状があれば他の人に感染を広げかねません。命と健康を守るため、速やかに医療機関を受診しましょう。
- 感染不安がある方は、積極的に無料検査を受検しましょう。
- 御自身や御家族の体調不良の際には、出勤・登校をお控えください。

# 第7波を乗り越えるための対策

## 県医師会・県看護協会・県薬剤師会等と連携した対策

- ◆ 即応病床への切替えによる**病床の追加確保、圏域を超えた入院調整**(7/20から順次要請、4病院承諾済)
- ◆ **地域医療の役割分担**によるコロナ病床の効率的な運用
- ◆ **宿泊療養施設の追加確保**に伴う療養体制の拡充
- ◆ **在宅療養者への支援体制強化**(医師、看護師の追加確保、物資の追加確保)
- ◆ **認知症高齢者への在宅支援体制の強化**(独居で陽性の認知症高齢者等への在宅サービス提供構築、7/4～)
- ◆ 保健所の調整を介さない形での**在宅療養者や濃厚接触者の診療・検査体制の確立**(7/13～)
- ◆ **コロナ治療薬の処方及び配備**の働きかけを強化
- ◆ **受診相談センターの体制強化**など相談体制の拡充



## 県庁の対策

### ○県庁BA.5第7波対策緊急体制の更なる強化

陽性者の急増に伴って保健所の業務に遅れが生じないように、**県庁全体での応援体制を強化し、保健所機能を維持**

- ◆ 疫学調査、My HER-SYS(陽性者等の健康管理システム)による健康観察等の業務に**本庁等からの応援職員を増員**することに加え、**外部委託化を更に推進**
- ◆ **県庁全体で不急業務の先送り等を徹底し、コロナ関連業務を最優先**

< 予算関連業務の取組例 >

- ・ 9月補正予算編成作業の簡素化(対面による財政課聞取の取りやめや積算作業の簡略化)
- ・ サマーレビュー(事務事業見直し)の中断
- ・ 公共事業事前審査の簡素化(現地審査ではなく、写真等を活用して簡素化)

# コロナ病床の追加確保と適切な医療提供

## [病床確保]

- ◆ 入院患者の急増に伴い、病床確保計画のフェーズを一段階引き上げ(フェーズ2からフェーズ3へ)、コロナ病床を追加確保するため、個別に医療機関との調整を開始

➔来週までに即応病床を26床増床、さらなる増床に向けて調整中

[参考] 即応病床使用率(7月20日現在)

東部	中部	西部	県計
18.8%(15床/80床)	44.1%(15床/34床)	40.0%(52床/130床)	33.6%(82床/244床)

## [宿泊療養施設確保]

- ◆ 宿泊施設を追加確保し、8月上旬から東部2施設・中部1施設・西部3施設へ(450室程度を維持)

東部	中部	西部	県計
2施設/176室	1施設/29室	3施設/243室	6施設/448室

## [入院調整]

- ◆ 重症者等に適切な入院治療を行う体制を確保する観点で入院調整を行うほか、各圏域の入院状況に応じて圏域を超えて広域的な調整も実施

## [転院調整等]

- ◆ コロナ療養終了後も他の疾病等で引き続き入院が必要な患者については、後方支援病院に転院調整
- ◆ 病状が軽快し入院治療の必要ない患者については、宿泊・在宅療養への移行を検討

## [処方体制]

- ◆ コロナ経口治療薬の処方にかかる医療機関登録及び薬局配備の働きかけを強化

[参考] ラゲブリオ登録状況 [医療機関] 113施設 [薬局] 117施設 (7月15日現在)

# 無料検査(PCR検査等)をご活用ください

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
- 現在、県内94ヶ所の無料検査所において検査実施中です。  
お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。  
※東部:40ヶ所、中部:23ヶ所、西部:31ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載  
※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (土日含む毎日、9時~17時)
- 新規陽性者数の急増に対応するため、**無料検査事業の実施について、8月31日まで延長**しますので、ご活用ください。

## 感染拡大傾向時の一般検査事業

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



## ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

- ✓ 旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。
- ✓ イベントなどを安心・安全に開催していただくため、参加者全員への事前検査に対する支援制度を是非ご活用ください。



# みなさんの力で救急医療を守りましょう

新型コロナの感染拡大で、救急外来を受診する患者さんが増えており、重症患者の診療に影響が出ています。医療機関の適切な利用にご協力ください。

## [通常の診療時間に受診しましょう]

- 夜間や休日の救急外来は、緊急の入院や手術などが必要な重症患者の対応に備えています。
- 夜間や休日は検査体制が整っておらず、**急を要さないPCR検査は実施できません。**
- 無症状の方は無料検査をご利用ください。**

## [症状に応じた利用を心がけましょう]

- 体調が悪い時は、まずはかかりつけ医に相談するなど、通常の診療時間内に受診しましょう。  
※発熱等の症状がある場合は、事前に医療機関に電話で相談し、受診方法を確認しましょう。
- 時間外で医療機関に相談できない場合は、新型コロナウイルス感染症に関しては受診相談センターを、その他の疾患の場合は救急ダイヤルの電話相談を利用しましょう。

**受診相談センター 0120-567-492**(毎日9時から17時15分) ファクシミリ 0857-50-1033

その他の時間:東部 0857-22-8111、中部 0858-23-3135、西部 0859-31-0029

その他の疾患 とっとりおとな救急ダイヤル #7119 こども救急ダイヤル #8000

# 在宅療養者への支援体制強化

## [在宅療養時の健康状況の確認]

### ◆療養者の希望、基礎疾患などに応じた観察体制を整備

- ・県庁ハースス班による健康観察
- ・県庁在宅療養調整班による健康観察
- ・県及び市町村保健師による健康観察
- ・かかりつけ医による健康観察、訪問看護師による24時間健康サポート

増員により陽性者急増に対応

### ◆症状悪化時の受診調整、入院調整

- ・かかりつけ医による往診
- ・緊急を要する場合は保健師・看護師による訪問

## [物資の支援]

### ◆在宅療養に必要な物資の配送を民間委託、委託先へ陽性者急増に備えた体制を確認

- ・パルスオキシメーターを全戸配布(4,900個を確保済、必要に応じて更に追加)
- ・希望者へ食料品の配布

## [宿泊療養施設の追加確保]

### ◆宿泊療養希望者の増加に備えて、施設を追加確保

- ・西部地区のホテル1棟を8月上旬の運用開始に向けて手続き中

[確保施設] 東部:2施設、中部:1施設、西部:2→3施設 計5→6施設

# 認知症高齢者への在宅支援体制の強化

○クラスターに伴い通所施設の閉鎖等が行われることとなった際、認知症独居などで在宅生活への懸念がある場合は、特命チームが中心となって、サービス調整等を実施。

## ◆実施内容

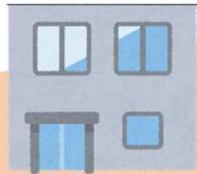
・個別の対象者の状況・環境に応じて、近親者、地域、ケアマネジャー、訪問介護員等と連携し、在宅で安心して過ごすための代替サービス等を臨時的に整える。

①例外的な通所継続 ②訪問介護の提供 ③見守り(体調、室温、衛生状態etc) ④配食、水分補給 など

※ 障がいのある方についても同様の対応

【クラスター発生通所施設】

**特命チームが中心となって、サービス調整**



← 例外的な通所継続  
← クラスター施設の職員による訪問介護

【自宅】

【他の施設】



→ 他の施設からの訪問介護

訪問介護・見守り・配食など



※訪問介護に係る費用については、コロナ特例により、介護報酬で対応。

# 学校における夏季休業に向けた感染防止対策

- ・感染力が非常に強いB A. 5等の変異株による感染が学校でも急拡大しています。
- ・夏季休業を迎えるに当たり、今後、人との接触機会の増加が予想されます。感染拡大防止に向けて学校や家庭での感染対策をより一層徹底しましょう。

## 1 授業や補習等への対応

- 感染状況により、午前中授業や臨時休業等の検討・実施
- オンラインによる授業や補習等の検討・実施 →自宅でのオンライン学習と学校での対面授業のハイブリッド方式
- エアコン使用時も常時窓等を開けて空気の流れを確保し、数分間の窓開け換気の実施を徹底



## 2 部活動への対応

- 感染症対策ガイドラインに則った感染防止をより一層徹底
  - ・活動中以外のマスクの着用を徹底（休憩中、ミーティング中 等）
  - ・部室等利用時の感染防止の徹底（利用人数、換気、飲食禁止や会話を控える等）
- 活動時間の短縮の検討・実施
- 活動共用物の定期的な消毒の徹底

## 3 健康観察等の一層の徹底

- 体調不良・風邪症状等の場合は無理に出校・出勤せず、速やかに医療機関を受診
  - 同居家族が体調不良等の場合も出校・出勤せず自宅待機等
- マスクの正しい着用（不織布マスクの推奨）、手洗い等の基本的な感染防止対策の徹底
- 県外往来等、感染の不安がある場合は、無料PCR検査を積極的に利用



## 4 放課後児童クラブへの対応

- 夏季休業中の放課後児童クラブにおいて、密を防ぐための学校施設等の活用について連携して対応

# 保育所等、放課後児童クラブにおける感染対策

BA.5は、これまでで最大級の速さ・強さの感染力で拡大しています。施設内に「数名の陽性者がいる」と仮定して、感染拡大防止対策のレベルアップをお願いします。

- エアコン使用時も2方向の窓を開けるなど、十分な換気をしましょう
- 水分補給時に、水筒置き場等に子ども達が一斉に集まらないように工夫してください
- マスクを着用できる子はなるべく着用し、マスクを外す時間を減らしましょう ※熱中症にも注意をお願いします
- 倦怠感や喉の違和感等体調不良の場合は登園・出勤を控え、早めの受診やPCR検査をご活用ください  
(PCR検査補助金8月末まで延長)

## 【保育所・幼稚園等】

最近のクラスター事案からわかった感染対策です。再確認・再徹底をお願いします。

- 納涼祭、お泊り保育などの行事やその準備では、密とならないよう、また、換気・消毒を徹底しましょう
- プール遊びは、密とならないように人数を分けて実施し、プールに入る前後の移動・着替えはマスクを着用、着替えの時等も密を避ける(シールで立ち位置を示す)工夫をお願いします
- 食事を待つ間や手洗い・うがいで席から移動する時はマスクを着用し、外すのは食べる時だけにしましょう  
子どもの食事の介助や抱っこをする職員は、メガネやゴーグルを着用しましょう

## 【放課後児童クラブ】

夏季休業中の放課後児童クラブでは、学校施設の利用等により、密を防ぎ、十分な換気をお願いします。

(R4.7.14に県から市町村、県教育委員会へ、県教育委員会から市町村教育委員会へ依頼通知済)

- 学校から空き教室・体育館等の提供を受けクラスを分けるなど、教室内の密を避け、また他クラスとの接触の機会を減らす工夫をしましょう
- 昼食・おやつの際の4人掛けテーブルのパーティションは、十字型ではなくH型等にしましょう
- 共有の教具(はさみ、マジック等)や遊具(ボール、ブロック、図書等)の消毒を徹底しましょう

## スポーツの場面における感染防止対策

地域等におけるスポーツ活動を通じて感染が広がっている例が見られます。うつりやすい変異株BA. 5を意識し、より一層の感染対策をお願いします。

### 対策例

- ✓ 体調不良時は参加しない
- ✓ 大声での応援は控え、競技中の声かけは最小限に
- ✓ タオルやボトル、コップなどを共用しない
- ✓ 屋内競技は定期的に会場全体の換気を
- ✓ プレイヤー以外(監督・ベンチの選手・観客等)はマスクを着用し、  
接触(ハイタッチ・ハグ等)など密集・密接となる行為は控える
- ✓ 車での移動時や休憩時、更衣室などでの会話はマスク着用
- ✓ 更衣室の利用は少人数、短時間で
- ✓ 対策が十分取れない場合は延期や中止も検討を



十分な水分補給  
など熱中症対策  
も怠りなく！

県ガイドラインや競技団体・大会主催者等が定めたガイドラインに則った対策の徹底をお願いします。

# 社会福祉施設における感染拡大抑制対策

- BA.5系統の強い感染力の影響で、7月に入って社会福祉施設でのクラスターが多数発生しています。
- 基本的な感染対策は、BA.5でも有効です。空気の通り道を意識した換気など、今一度、感染予防の意識を高め、一層の警戒をお願いします。
- PCR検査補助金の拡充を8月末まで延長します。

## ◆十分な換気でエアロゾル感染対策

- ・ 空気の通り道を意識して、2か所以上を常時10cm程開けておく。
- ・ 人が集中する場所ではCO2センサーを活用し、換気できていることを確認する。
- ・ 換気を阻害しないようにパーティション配置をする。  
(目線の高さまで。高いものは空気の流れに平行に設置。)



## ◆マスクとフェイスシールドを併用し飛沫感染対策

- ・ 利用者がマスクできない場面では、マスクに加えてゴーグル、フェイスシールドを必ず着用するとともに、大量に発生するエアロゾルに対応するため、サーキュレーターを設置など局所的な換気対策を行う。

## 【最近のクラスター発生時の指導事例】

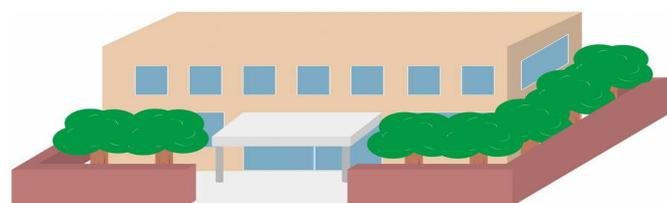
- ・ 窓無し休憩室で、4～5人が同時に休憩。・利用者間の椅子間隔が狭い。→ 換気とともに、密な食事・会話を避ける。
- ・ 職員、施設入所者、通所施設の健康管理が不徹底。→ 体温だけでなく、風邪症状や、体調も確認できる管理表を使用。
- ・ 入所者の健康管理が不徹底。→ 職員、入所者とも少しでも異変がある場合は積極的にPCR検査をうけてください。
- ・ 通所等の複数施設利用者を原因としたクラスター発生。→ 体の不調を感じたら介護サービスの利用を控えてください。21

# 社会福祉施設における職員応援体制

○社会福祉施設においてクラスターが発生し、介護職員不足によりサービス継続が困難になった場合、職員派遣コーディネーターを設置し、応援職員の派遣調整を実施し業務継続を支援

⇒可能な限り施設内療養を継続することにより、医療機関の負担軽減にも寄与

## 【陽性者発生施設】



衛生物品等  
現物支給

補助

【鳥取県】

## 【職員派遣コーディネーター】

複数の応援施設の職員を  
取りまとめ、チームとして  
派遣

## 【応援施設】



応援職員の派遣

補助

- ・補助対象
- ・人員確保等経費(割増賃金、危険手当、等)
- ・衛生物品購入費

○このほか、①衛生物品の現物支給、購入費支援、②家族などに感染を広げないための宿泊施設利用助成などを組み合わせ、早期の収束を目指す。

# 医療機関における感染拡大抑制対策

- BA.5系統の強い感染力の影響で、県内の新規陽性者数及び施設等での集団発生事案が急拡大するなど、県全体での危険度が高まっています。
- 医療機関関係者の感染事例も急増していることから、各医療機関におかれては、基本的な感染防止対策のレベルアップを意識し、職員による院内へのウイルス持込み及び院内感染の拡大の防止策の徹底など、より一層の警戒をお願いします。
- PCR検査補助金の拡充を8月末まで延長します。

## ◆ 本日付けで、県内すべての医療機関宛てに注意喚起の通知を发出

- 
- 家庭等での換気不足や共用物品の消毒不徹底を思われる集団感染が多発していることから、職員等の家庭内での感染対策の徹底を依頼。
  - 院内感染対策のレベルアップと共に、県のガイドライン等の改めでの確認を依頼。

(鳥取県版新型コロナウイルス院内感染対策ガイドライン)令和4年5月13日付県医療・保険課長通知  
・「陽性者判明前からの対策」と「陽性者判明時の初動対応」を区分し、基本的な対策と注意すべきポイントを整理。  
(対策例)  
・普段と違うと感じた場合の出勤見合わせの徹底、やむを得ず勤務する場合のPCR検査等の積極的な実施  
・2名以上の感染者が発生した場合のゾーニング準備

など

# 今こそワクチン接種を(医療・介護従事者4回目接種開始)

4回目接種の対象者が医療・介護従事者等に拡大(県内約3.2万人)  
⇒医療機関・市町村等関係機関と連携して早期に対応



○医療従事者等⇒お勤めの医療機関や既存の接種会場で接種

(7/22以降、国通知が出次第、速やかに接種いただくよう、医師会・医療機関等へ周知済)

○介護従事者等⇒入所系施設:60歳以上の接種と併せて従事者も実施(2町3施設で7/25~実施決定)  
通所系施設:既存の接種会場、ワクチンバスの派遣等を活用

(7/23倉吉市の障がい者通所施設へのワクチンバスの派遣等(順次派遣施設を拡充))

**7/23~ イオンモール日吉津で夏休み期間中小児接種を実施**

以下の日程で毎週土曜日に実施

**7/23 7/30 8/6 8/13 8/20 8/27**

- ・5歳から11歳のお子さまが対象
- ・保護者の方(18歳以上)の3回目接種も同時に可能
- ・空きがあれば当日でも予約可



◎60歳以上の高齢者等の4回目や、中高生・大学生・働き盛り世代の3回目についても、早めの接種を!

【向こう2週間での日程】

○市町村の集団接種会場 4市8町村でも集団接種を実施 ~詳しくはお住まいの市町村へ~

○県営の接種会場 7/23(土)・24(日) イオンモール日吉津、7/30(土) 新日本海新聞社・イオンモール日吉津、  
(18歳以上) 7/31(日) イオンモール日吉津、7/23(土) 上灘・小鴨コミュニティセンター

# ワクチンの5回目接種等について

## [5回目接種]

- ・「オミクロン株対応ワクチン」を予防接種に導入していく方向で検討する
- ・秋以降、初回接種を終了した者を対象に「オミクロン株対応ワクチン」による追加接種を実施することを想定して準備を進める

## [その他]

- ・新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種を認める(新型コロナワクチンとインフルエンザワクチン以外の接種は、引き続き14日以上の間隔を開ける)
- ・武田社ワクチン(ノババックス)を使用した12歳以上18歳未満の者に対する初回接種を、予防接種法の「特例臨時接種」として位置付ける

⇒ **正式決定次第、市町村、医師会等関係機関と連携し、速やかに接種できる体制を整える**

## 「鳥取県版 新型コロナ警報」 (7月22日現在)

西部地区に「警報」、中部地区に「注意報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
中部地区	注意報	7/20～
西部地区	警報	7/18～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)  
<最大確保病床使用率(7/21)> 東部( 11.0 %)、中部( 26.2 %)、西部( 31.5 %)  
⇒中部地区は26%を超えており、「警報」に近づいています。

# 県内全域に「感染拡大警戒情報」を発出中

新規陽性者数が急拡大していることから、県内全域に「感染拡大警戒情報」を発出しています。

特に家庭、学校、保育施設で子どもたちの感染が増えていますので、換気やマスクの着用など、今一度、対策の徹底をお願いします。

引き続き感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	①10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:100人/週 警戒:200人/週	②感染経路不明数 【7日間移動平均】 注意:東西 10人/日 中 5人/日 警戒:東西 30人/日 中 15人/日	③新規陽性者 数の前週比 【3日間累計】 注意:増加 警戒:1.5倍
東部地区	感染拡大警戒情報	7/20～	350.6人/週	29.0人/日	2.52倍
中部地区	感染拡大警戒情報	7/11～	569.6人/週	22.1人/日	0.75倍
西部地区	感染拡大警戒情報	7/4～	745.2人/週	88.1人/日	1.33倍

# 「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には明らかに至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値（7月21日現在）	本県独自目安 （状況を踏まえ総合的に判断）		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	553.7人 (3,064人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	22.6% (79/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床)	—	50%	

参考指標	数値(7月21日現在)
療養者数(対人口10万人/週)	655.6人 (3,628人/55.3万人×10万人)
PCR陽性率(直近1週間)	21.9% (3,064人/13,984件)
感染経路不明割合(直近1週間)	集計中

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが7/21（木）に確認されたため、条例に基づき対応する。

## 1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
227	保育所	○	鳥取市	32名	7/16～20
228	高齢者福祉施設	○	倉吉市	9名	7/16～20
229	米子市立後藤ヶ丘中学校	○	米子市	11名	7/11～19
230	高齢者福祉施設	○	米子市	8名	7/15～19
231	事業所	○	境港市	9名	7/16～20

## 2 患者対応

陽性者は、入院、施設内療養、在宅療養または宿泊療養を行う。

※速やかに発生要因について現地調査し、感染防止対策の指導・助言を行う。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（227例目）

## 保育所

陽性者数	所在地
保育所関係者32名	鳥取市

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は7/19（火）から一部のクラスを閉鎖し、7/20（水）から臨時休園している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、特定施設であることから、早急な再開と再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（228例目）

## 高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
利用者及び職員9名	倉吉市

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（229例目）

## 米子市立後藤ヶ丘中学校

陽性者数	所在地
学校関係者11名	米子市

### まん延防止のための措置（第6条）

- 学校は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、学校に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、学校は7/16（土）から感染場所と推定される一部の学年を学年閉鎖し、7/20（水）から夏季休業に伴い施設を閉鎖している。

### 公表について（第7条）

- 米子市は、当該学校で陽性者が判明したことを公表している。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（230例目）

## 高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
利用者及び職員8名	米子市

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（231例目）

## 事業所

陽性者数	所在地
従業員9名	境港市

### まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、事業を継続している。

### 公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

### 必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

## 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

## 感染を責めることは誰にもできません

**感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。**

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

**ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。**

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

**障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。**

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

**感染したことで悩んだら、下記に相談してください。**

＜ところとからだの相談窓口＞

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00～21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30～17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392